

畜産農家の皆様へ

(中国地方版)

河川堤防の刈草を 活用しませんか

《河川堤防の刈草を家畜の飼料に》



農林水産省



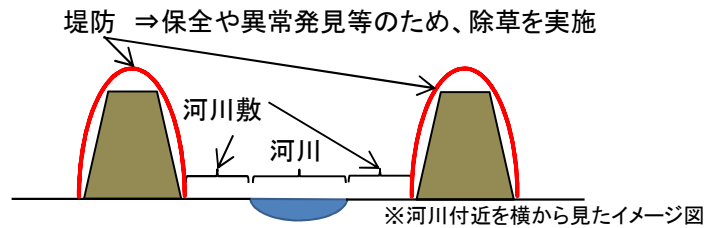
国土交通省

河川堤防の刈草とは

国土交通省が管理する全国の一級河川では、堤防の保全や異常の早期発見等を目的として、定期的に除草を行っています。この刈草を有効活用するため、無償で提供しています。

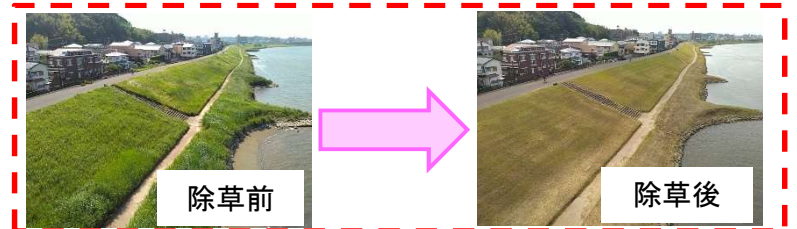


除草工事の状況



堤防 ⇒ 保全や異常発見等のため、除草を実施

※河川付近を横から見たイメージ図



除草前

除草後

堤防除草状況の一例です。

無償提供している河川においては、集草、ロール化したものを、一般の方々に持ち帰っていただいています。

■ 除草は概ね4月～12月頃の間で、年2回程度実施しています。

■ 刈草は主に芝ですが、トールフェスク、オーチャードグラスなどの牧草やカヤ、ススキなどの野草が含まれ、飼料として活用することが可能です。

※ ご注意ください

- ・堤防管理のため芝を張りますが、年数を経るとともに様々な草が混入し、記載以外の草が主となる場合や有害植物が混入している場合があります。このため、栄養成分は地域や管理状況により異なります。
- ・刈草には植生管理のため、化学肥料を散布していることがあります。

刈草受取までの流れ(一例)

国土交通省による除草

お問い合わせ
(地域の河川事務所)

受取方法確認

利用者にて刈草を運搬



ロール化した刈草



刈ったままの状態の刈草

※除草により発生した刈草を刈ったままの状態でもありますが、地域の需要等に応じてロール化することも検討します。

飼料などに活用

■ 除草の時期・回数・刈草の状況、受取までの流れは、地域によって大きく異なるため、詳細は国土交通省の河川事務所へお問い合わせ下さい。

利用にあたっての注意事項

以下の注意事項をご確認の上、利用者ご自身で刈草が用途に適合しているかご判断下さい。また、家畜に給与等される際にも、ご自身で判断の上、責任をもって対応されるようお願いいたします。なお、注意事項をお守りいただけない場合には利用の希望に添えない可能性があります。詳細については次ページの「お問い合わせ先」へご確認ください。

- ① 堤防管理や周辺環境への影響のため、集草・運搬は指定された期間内に行ってください。
- ② 除草前に目視で異物の除去を行っていますが、取り切れない異物等が混入している場合がありますので、ご利用の際には十分注意して下さい。
- ③ 河川堤防には外来種も含め多種多様な種類の草が混在しており、また、提供する刈草には前回刈った刈草が混ざる場合があります。有害植物の混入、刈草の栄養価のばらつき、雑草種子の堆肥を介した農地への侵入の懸念があるため、ご利用の際には十分注意して下さい。



異物等の除去状況(例)

※有害植物の例

ワルナスビ、ヨウシュヤマゴボウ、イチビなど

⇒家畜が摂取することで、

流産・下痢嘔吐などの中毒症状や

牛乳の異臭などが発生すること、堆肥を通じて外来種や防除の困難な

雑草の種子がほ場に侵入することがあります。



- ④ 万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、河川管理者は一切の責任を負いません。
- ⑤ 引き取った刈草は、営利目的の転売や不法投棄等をしないでください。

お問い合わせ先

お問い合わせは、お住まいの地域の国土交通省の開発建設部又は河川事務所までお願いします。ただし、地域の除草方法によって刈草の提供形態が異なっていたり、無償提供を行っていない事務所等もございますので、予めご承知おきください。

国土交通省 中国地方整備局管内の連絡先

| 水系 | 河川 | 都道府県 | 市町村 | 国土交通省 河川関係事務所・出張所 | | |
|-------|-------------------------------------|------|------------------------------------|-------------------|--------------|---|
| | | | | 名称 | 電話番号 | HP（堤防刈草関係） |
| 千代川水系 | 千代川、袋川、新袋川、八東川 | 鳥取県 | 鳥取市 | 鳥取河川国道事務所 河川管理課 | 0857-22-8435 | https://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/index.html |
| 天神川水系 | 天神川、小鴨川、国府川、三徳川 | 鳥取県 | 倉吉市 | 倉吉河川国道事務所 河川管理課 | 0858-26-6237 | https://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/index.html |
| 日野川水系 | 日野川、法勝寺川 | 鳥取県 | 米子市、日吉津村、伯耆町、南部町 | 日野川河川事務所 日野川管理室 | 0859-27-3464 | https://www.cgr.mlit.go.jp/hinogawa/index.html |
| 斐伊川水系 | 斐伊川（境水道、中海） | 鳥取県 | 米子市、境港市 | 出雲河川事務所 管理第一課 | 0853-20-1765 | https://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/index.html |
| | 斐伊川（大橋川及び宍道）、剣先川、八間川、斐伊川放水路、神戸川 | 島根県 | 松江市、出雲市、安来市、大田市、雲南市 | 出雲河川事務所 管理第一課 | 0853-20-1765 | https://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/index.html |
| 江の川水系 | 江の川 | 島根県 | 江津市、太田市、浜田市 | 浜田河川国道事務所 河川管理課 | 0855-22-3122 | https://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/ |
| | 江の川、神野瀬川、馬洗川、西城川 | 広島県 | 三次市、庄原市、安芸高田市、東広島市 | 三次河川国道事務所 河川管理課 | 0824-63-4121 | https://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/ |
| 高津川水系 | 高津川、高津川派川、白上川、匹見川 | 島根県 | 益田市 | 浜田河川国道事務所 河川管理課 | 0855-22-3122 | https://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/ |
| 吉井川水系 | 吉井川、金剛川 | 岡山県 | 岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、津山市、美作市 | 岡山河川事務所 管理課 | 086-223-5101 | https://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/ |
| 旭川水系 | 旭川、百間川 | 岡山県 | 岡山市、赤磐市、真庭市 | 岡山河川事務所 管理課 | 086-223-5101 | https://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/ |
| 高梁川水系 | 高梁川、小田川、高梁川派川 | 岡山県 | 倉敷市、総社市、井原市、笠岡市、高梁市、新見市 | 岡山河川事務所 管理課 | 086-223-5101 | https://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/ |
| | | 広島県 | 庄原市 | 岡山河川事務所 管理課 | 086-223-5101 | https://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/ |
| 芦田川水系 | 芦田川、高屋川 | 岡山県 | 笠岡市、井原市 | 福山河川国道事務所 河川管理課 | 084-923-2511 | https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/index.html |
| | | 広島県 | 福山市、府中市、尾道市、三原市、世羅町、神石高原町 | 福山河川国道事務所 河川管理課 | 084-923-2511 | https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/index.html |
| 太田川水系 | 太田川、旧太田川、天満川、元安川、戸坂川、古川、三篠川、根谷川、滝山川 | 広島県 | 広島市、東広島市、安芸高田市、廿日市市、府中町、安芸太田町、北広島町 | 太田川河川事務所 管理課 | 082-221-2436 | https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/ |
| 小瀬川水系 | 小瀬川 | 広島県 | 廿日市市、大竹市 | 太田川河川事務所 管理課 | 082-221-2436 | https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/ |
| | | 山口県 | 岩国市、和木町 | 太田川河川事務所 管理課 | 082-221-2436 | https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/ |
| 佐波川水系 | 佐波川 | 山口県 | 防府市、山口市、周南市 | 山口河川国道事務所 河川管理課 | 0835-22-1785 | https://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/ |

作成：農林水産省 畜産局 飼料課(03-6744-2399)

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課(03-5253-8448)

令和5年10月